

## 目 次

### I . 総括報告

- 1. 基本政策委員会の目的と取り組み ..... 2
- 2. JIA の将来課題に関する見解 ..... 4
- 3. 各 WG 答申の要約 ..... 7

### II . 各 WG 答申

- 1. 建築士法改正と登録建築家制度が目指すもの ..... 9
- 2. JIA の将来組織 ..... 13
- 3. 組織のありかた ..... 19
- 4. 法人形態について ..... 25
- 5. 懲戒規定の見直しについて ..... 27
- 6. 魅力ある組織 ..... 31
- 7. JIA の CPD と登録建築家制度の CPD について ..... 34

### III . 資料編

- 1. JIA 基本政策報告(2002年5月31日発行)「総括報告」再掲 ..... 37
- 2. 建築士法改正関連資料 ..... 41
  - (1)建築士法の抜本的改正に向けての提言 (JIA)
  - (2)建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について・中間報告  
(国土交通省住宅局建築指導課)

あとがき ..... 46

基本政策委員会委員構成及び各 WG 構成 ..... 46

## I. 総括報告

### 基本政策委員会の目的と取り組み

JIA は 2002 年 5 月に村尾成文会長のもと「基本政策会議報告」を取りまとめた。

その中では JIA の将来を左右する多くの課題が提起され且つ一定の方向性についての見解を指し示している。

その後、JIA はこれらの課題に対して多面的な取り組みを行いながら数年を経過してきているが、その中で特筆すべき事項として 2003 年 12 月に建築士法の抜本的改正を目標とする「登録建築家制度」の試行をスタートさせたことが上げられる。

この試行は JIA が抱える多くの課題について一つのベクトルの中で検討を進めるターニングポイントになったと考えられる。

本基本政策委員会は、こうした背景のもと 2005 年度小倉善明会長を委員長として基本政策会議が提起した JIA の将来を決める重要課題について横断的に検討し、その方向性について結論を得ることを目途とする特別委員会として設置された。

この委員会が課題として取り上げたものは次の 8 項目あった。

- ◇ 建築家資格制度の進捗
- ◇ JIA の将来像
- ◇ 新しい組織運営
- ◇ 法人形態
- ◇ 懲戒規定の見直し
- ◇ 魅力ある組織
- ◇ JIA の CPD と登録建築家の CPD
- ◇ 行動規範・ガイドラインに基づくガイドブックの作成

(本課題については 2005 年度に緊急設置された入札問題特別委員会による方向性を踏まえて取り組みを行うべく次年度以降での検討に送ることが決定された)

上記の各項目の検討に際しては課題別 WG を設置し、夫々の WG が集中審議する中で将来に向けての方向性を見出すべく取り組みを進めてきた。

その答申内容について後段の WG 答申を熟読頂きたいが、残念ながら多くの課題について周辺状況が未だ流動的な側面が強く明確な方向性を示すまでには至れなかった。

特に JIA の将来像・法人形態・新しい組織運営については、建築家資格制度の動

向が強く影響する課題であり、且つ念願であった UIA 大会の 2011 年東京誘致が決定したことから、この受け入れに際して望ましい法人形態との関連性も含めて考える必要があり、方向性を決定には公益法人改革の動向を見据えながら、総合的な視点からの協議を継続する必要があると考えられる。

とはいえ本報告に盛り込まれた内容は JIA が取り組まなければならない課題の有り様を指し示していることは確かであり、この内容を全会員が十分把握した上で今後の適切な道筋を選択して行くことを期待するものである。

## JIA の将来課題に関する見解

会長 小倉 善明（基本政策委員長）

基本政策委員会の目的は、この報告書の始めに書いてある通りであるが、当初考えたより、はるかに大きな状況の変化が建築界に訪れた。その結果 JIA の将来を決める重要課題を見定める目的のこの報告書が、かなり流動的な現在の状況を映し出す結果となったことは致し方ないことであると思う。

この報告書に掲げた JIA の将来像に影響を与える 7 項目のテーマは、この 2 年間、私自身の脳裏から片時も離れることはなかった。したがって、私自身が考えていることを述べて、各項目の報告の補足に役立てたいと思う。

耐震強度偽装事件は我々が目指している建築士法改正運動に大きな影響を与えた。特に、すでに建築設計者資格制度調査会（注 1）において専門別資格を創設する議論がなされており十分問題意識が高まっているときに、この事件が起きて、その対応が早まったということが出来るだろう。この議論においては、JIA が専門別資格の創設に賛成していたのは勿論である。事件後、すでに報じられているように国土交通省は、専門別資格についての検討を開始し、各職能団体は、単独で、あるいは共同でこれに対する意見を表明している。

専門別資格に関する士法改正は 8 月以降に開催される次期国会にて審議されることになった。議案は、国土交通省が、社会資本整備審議会・基本制度部会（注 2）、建築設計者資格制度調査会、各職能団体の意見を元に起草することになる。JIA は、単独でも、他団体と共同でも、上記の会を通じても、専門別資格の創設を訴えてきた。一般市民にも呼びかける目的で、日経新聞紙上で意見を表明したのはご存知の通りである。

今年になって、日本建築士会連合会は、専門別資格は専攻建築士制度のように民間資格で良い、国家資格にするのは反対であると表明。他団体は、これに対して国家制度にするべきであると言う意見を表明しており、残念ながら建築設計界は専門別資格に関してひとつの目標を共有することが出来ない状況となった。今において専門別資格制度を作る時はない。今回で作ることができないならば、今後その機会はないと言うのが多くの意見であり JIA としては全力で実現に向けた活動、特に、対外的な活動について努力をしているところである。

専門別資格に関する建築士法改正の結果次第で、我々が取り組んでいる建築家資格制度に対する取り組みは大きく変わる。建築士法改正により建築の設計及び全体の統括業務をつかさどる建築士の資格（我々のいう建築家資格と同等の資格）、建築構造

設計士、建築設備設計士といった専門別資格が実現するならば、我々が試みている建築家資格制度は必要なくなる。予想外であったが我々の目指す資格が国家資格となり、我々は目的を達することになる。

専門別資格が実現されない、あるいは構造、設備の資格だけ出来て建築家の相当する資格が出来ない場合（現状から判断すると、我々の運動にもかかわらず、現状ではこの可能性は高いと言える）、我々は、建築家資格制度を継続して推進していくことになる。本文にも書いてあるように、国家資格としての、専門別資格の実現に向け最大限の努力をしている現在の状況では、今年3月が建築家資格制度の第2段階である社会制度に移行する時期ではあったが、その判断をすることは出来なくなった。そこで、試行期間の延長に踏み切ったわけである。いまだ会員の半数しか登録建築家になっていない現状も試行期間延長の一要因であることも本文に書いてある通りである。

来年3月には、最初に登録建築家となった1000人強の人達が資格更新の時期を迎える。

JIAのCPDと登録建築家制度のCPDに述べられているように約半数弱がすでに72単位のCPDを取得している。しかし、一方では25パーセントの人達は、まだ10単位以下のCPDしか取得していない。この人達が、108単位のCPDを取得してくれるかが、登録建築家制度が継続できるかどうかの鍵を握っている。

これから開催される、支部・本部の総会、大会のプログラムを特別認定プログラムにして参加の動機付けにしたり、本部、支部役員に対しては、原則12単位程度を上限とするCPD単位を与え、JIA活動に対するインセンティブを高めるなど、CPD取得に対する具体策を早急に立案し、登録の更新ができない建築家が出ないようにすることは急務である。

JIAの建築家資格制度は、登録建築家になることが目標ではない。JIAがこの制度を推進し社会的な認知を得ることが、士法改正に向けた運動であることをここで改めて確認したい。そして、延長した試行の期間内、最初の1年で、建築家資格制度が将来、国家制度にするにふさわしい内容であるかを再確認し、次のステップの準備をすべきと考える。建築家資格制度を推進することこそJIAの活動の根幹であることを会員全員が意識するように訴え、社会に対してもその意味をPRする必要がある。

JIAの将来の組織像は、2002年に描いたイメージより複雑になっているといえよう。我々の建築家資格制度が国家制度を目指すためには、次のステップで、専兼を問わずJIA以外の建築士も対象にしなければならないことだけは確かである。しかし、JIAの会員資格については前回の報告書の時より更に慎重な判断が必要となった。これもまた、今回の耐震強度偽装事件に端を発し、設計者の独立性が必要であるとの声が強くなったためである。建築生産システムにおける専業・兼業を、制度、倫理、消費者

保護などの観点から改めて評価し、この問題に対する JIA の考え方を再確認する必要があるようだ。

組織のあり方は、JIA の活動の仕方を左右するものであり、将来の組織像と関係するもうひとつの問題である。会長就任の際、支部、地域会に多くの活動の主体を移すべきとキャンペーンを掲げたが、それでは、実際どうやって活動するのかと言う壁につき当たっていると思う。多くの問題はあるが、私は、地域会は地域に密着して活動を行う主体で、必要な活動費用は、自ら事業などで捻出するのが原則であると考えている。すでに、地域会にふさわしい活動については考えていると思うが、ぜひ地域会同士で意見交換をしてもらいたい。しいて言えば、地域会が JIA の顔となることに活動の焦点を合わせたらどうだろう。地方自治体と市民に対する地域会活動が、JIA の最前線である。

本部、支部、地域会相互の問題は、地域的に見て統一的な見解にはいたっておらず、議論をさらに継続する必要があるだろう。この問題は財政問題と関連し、かつ地方によっても状況の違いがあるので、一度に全体に手をつけることは難しい。まず東京の問題から具体的な検討に着手したらどうだろうか。

2005 年度の入会者は、297 名、退会者は 118 名、資格喪失者（会費未納による）は 221 名であった。JIA の会員数は、昨年 3 月末 4735 人から今年 3 月末現在で 4693 人になった。残念ながら 42 人の減少である。この 3 年間、会員増強をしてきたにもかかわらず、この結果が出る理由は、すでに幾度となく言われているように JIA の高齢化である。1994 年当時の平均年齢は 40 歳半ばであったものが、2005 年では 50 歳半ばであり、この 10 年で約 10 歳加齢礼したことが原因だ。退会者のほとんどは、50 - 60 歳代の会員である。その意味で、魅力ある組織で提案されている準会員制度は早く実践したい。2011 年 UIA 東京大会では多くの学生や若い会員に活躍してもらいたい。また現在でも、卒業設計コンクール、オープンデスク、オープンスクールその他、地方での活動を合わせれば、学生に接する多くの機会があり、会員になってもらうチャンスは多い。準会員から多くの会員が誕生することことが出来るようなシステムを作りたい。

JIA は会員に対するサービスがないと言われ続けてきた。本年度、念願のプロフェッショナルスクールを東京、大阪で開校し、ほぼ定員の盛況であった。若い会員に事務所経営、クライアントの接し方、リスクマネジメントなど実務に関する 14 テーマを 4 日間にわたり講義するもので、有意義なスクールであったと思う。今後も続け、東京、大阪ばかりでなく各支部でも開くようにして、若い会員向けのサービスとしたい。またこのスクールに用いる教科書を編纂中で、これは、新入会員にも配れるようにしたいと考えている。

## 各 WG 答申の要約

### 1 建築士法改正と登録建築家資格制度が指すもの

JIA は現行建築士法の不十分な点を改正し、時代の要請に応え且つ国際的にもつ遜色のない建築設計者資格制度の必要性を提起してきた。その具体策として現在「登録建築家制度」の試行が進められているが、試行期間の目途としてきた2年を経過して、本来であれば社会制度を視野において次のステップを踏む時期となっている。しかし、JIA 会員の登録建築家数はようやく 50% を超えたところであり、当初目論んだ7割程度の登録は未だ実現していない。

こうした背景を踏まえて、JIA では登録建築家資格制度の試行を更に1年～2年程度延長すること、延長する試行期間における登録認定は引き続き JIA 会員に限定し、外部には開放しないという方針が理事会及び資格制度認定評議会で決定されている。

### 2 JIA の将来組織

JIA の将来組織を考える時には二つの側面がある。一つは団体の特性である専門建築家による集団という職能的位置づけをどう捉えなおしていくのか、もう一つは組織内部の課題として本部・支部・地域会のあり方の再整備である。

結論的には、現段階では資格制度の公開化とは一線をかくして JIA は専門建築家の集団として今後もその方向性を貫くべきものと考えられる。

また、組織のあり方については、全国単一組織としての特色は堅持しつつ、地域社会との接点を強化する立場から本部・支部・地域会の組織体制を抜本的に見直して行く必要性が強いこと、そしてその前提要件として財政再建への取り組みが急務であることを指摘。

### 3 組織のありかた

会費制度が大幅改定され、会費収入がほぼ半減という状況下での新たな組織のありかたは、これまでの本部・支部・地域会という三層構造から地域会を発展的に支部化させることにより本部と都道府県単位の支部を直結させて二層構造として行くことが、経費的な節減も視野に入れた中期的なありかたとして必要と考えられること、また、短期的対応策として、東京都・大阪府の単一支部化、全会員を在住・在勤の選択による地域会への所属、地域会から支部化へのモデル地域の促進、支部化にかかわる要件整備などを提案。

#### 4 法人形態について

公益法人制度改革は2006年通常国会において法律制定される見通しである。

その中で本会がとるべき法人形態はどうあるべきかについて新たな法人体系の解説とその選択肢についてまとめられている。そして、この制度改革の中で本会にとって最も重要な法人形態の選択要素となる公益法人における理事の考え方（同業種により構成されている法人の場合、理事の過半数以上を会員以外の外部理事とする閣議決定の取り扱い）などが、未だ結論が見えず、当面定款改正に関する決議の留保を継続することなどを指摘。

#### 5 懲戒規定の見直しについて

新台東病院の基本設計入札にかかる低価格応札を巡って、JIAでは組織として初めて倫理規定に抵触する行為とその責を問われた会員に対する懲戒審査及び除名処分の理事会決定が実施された。しかし、当該会員からの申請により最終処分が行われないうまま退会による終息を迎えることになった。その際に問題点として指摘され現行規定の不備について見直しが行われた結果、(1) 懲戒申請に基づく職責委員会での調査開始以降その処分決定までの間当該会員からの退会届を受理しないこと、(2) 懲戒処分として「退会勧告」を新たに加えることなどを柱とする懲戒規定改定を提案。

#### 6 魅力ある組織

会費の改定を機に若手・中堅会員の大幅増強に取り組むが、その前提としては会組織の更なる活性化による魅力作りが必要。その具体的な取り組みとして「準会員制度」の導入を通じて教育段階からJIA活動に参加する場を設けて、将来の会員候補者の育成に取り組むことを提案。

#### 7 JIAのCPDと登録建築家のCPDについて

JIAはCPDの義務規定を解除して「努力目標」に切り替えた。一方、登録建築家制度ではCPDの取得は更新要件となっており、2007年4月1日には第1回の登録更新が行われることから規約に定められた3年間108単位の取得に向けて、特別認定プログラムなどの提案が行われるなど、今後1年間のCPD取得の結果が登録建築家制度の成否を握るものとなることを指摘。

記: 委員会担当 参与 高野孝次郎

## Ⅱ. 各 WG 答申

### 建築士法改正と登録建築家制度が目指すもの

資格制度 WG 主査 河野 進

#### (A) 登録建築家制度の試行延長とグランドデザイン

かねて JIA は現行建築士法の不十分な点を改正し、今の時代の要求に応え得る国際的にも遜色の無い建築設計者資格制度の必要性を主張し制度提案を行ってきた。その具体的実践として、「登録建築家制度」の試行を行ってきたが、来年度からは JIA 内部の試行段階を終え、社会制度としてより開かれた形の資格制度に移行すべく検討を進めてきた。

現在建築士会連合会、建築学会、建築業協会（BCS）、建築士事務所協会などからの制度提案も出揃い、更に構造技術者の団体、設備技術者の団体などの建築生産を取り巻く多様な職能団体からも提案が出されている。従来 JIA は建築設計者の資格制度については詳細な提案を行ってきたが、それ以外の構造・設備エンジニアや施工に関わるエンジニアなどを含む、建築生産全般に関わる専門資格者の全体像については、明確な将来像を十分には提示してこなかったきらいがある。建築関連団体の間で建築士法の見直しについて、活発な議論が始められた現在、JIA から社会に向けた、建築生産全体に関わる建築家・エンジニアなどの専門家の役割と責任を明らかにする「グランドデザイン」の早急な提示が求められている。また登録建築家制度の試行から社会制度への移行に当たっては、試行で明らかになった修正点も含め、資格認定基準、資格認定機関、倫理規定などの見直しが必要である。

そのような建築界の動きをにわかには加速させたのが「構造計算書偽装事件」である。建築設計者の資格問題に止まらず、現行の建築生産システム全体に内在する問題点が洗いざらい明らかにされ、議論が始まっている。弁護士会や消費者団体などからも様々な提言が寄せられ、連日マスコミを賑わしている。建築界では現在これらの問題は「建築設計者資格制度調査会・幹事会」及び「社会資本整備審議会・基本制度部会」において議論されている。建築士法の問題点を初めとして、抜本的な制度改革に向けた JIA からの積極的な発信が求められるとともに、様々な団体の思惑と利害が絡んで、きわめて流動的な事態の推移を冷静に見守る必要がある。

上記の情勢に鑑み、資格制度 WG として以下の4点を提案する。

#### 1 登録建築家資格制度の試行を1～2年程度延長する

理由：①「構造計算書偽装事件」に絡み国土交通省を含む建築界全体に建築士法の抜本見直しの動きが出ており、其の動きを見極める必要がある。

②現在、建築家資格登録者数が JIA 会員数の 5 割程度 (2,300 名) に留まっております、第 2 段階の社会制度で第三者機関に移行するに当たっては、事業収支見込みが立ちにくい。資格登録者数が 3,000 名 (会員数の 7 割程度) を越える位迄、試行を延長する必要がある。従って建築家認定評議会は当面現行通り JIA 内部に置くものとする。但し委員の人選はより第三者性の高い形に見直す。

## 2 試行延長期間中は、登録建築家の登録申請受付を JIA 会員外には開放しない。

理由：試行期間を延長するに当たり「申請者の業態（専業、兼業）を問わず、全ての実務実績認定申請者に対して設計監理契約書、確認済証、検査済証、実務経験証明書の提出を義務づけることを条件に資格を開放する。」という案が資格 WG から理事会に提案されたが、時期尚早という意見が多く、試行期間中には開放しない事が決定された。

## 3 日本建築士連合会との資格の相互承認は、新たな試行の結果確認と流動的な社会情勢の推移を見守るため当面行わない。

理由：平成 14 年 11 月に締結された、JIA と建築士会連合会との基本合意書には〈JIA の試行する「登録建築家制度」と建築士会連合会が提唱する「専攻建築士制度」を整合させる方向で・・・可及的すみやかな全国試行を目指すものとする。〉と謳われている。

しかしながら建築士会連合会の「専攻建築士制度」試行の結果明らかになりつつある〈設計専攻建築士〉と JIA の「登録建築家」との認定基準の相互確認とすり合わせが合意に至っていない。また第三者性のある認定機関の共同設立の話し合いについても、当面合意にいたる見通しが立っていない。流動的な社会情勢については先述した通りである。

## 4 登録建築家資格制度とランドデザイン・・・別図参照 (P12)

- ・建築士法改正に向けた、建築生産全体に関わる専門家資格制度のランドデザイン。
- ・建築家資格とエンジニア（建築構造士、建築設備士）資格の分離と業務・責任の明確化。
- ・業務独占の見直し。・・・建築士の業務独占権限（構造・設備）の制限
- ・各々の資格に見合った大学教育、実務訓練、試験登録、CPD の改革の必要性。

### (B) 建築生産に関わる専門資格全体の見直しの協議と各団体の主な主張

現在 JIA、建築士会連合会、建築士事務所協会、建築学会、BCS の 5 会による「建築設計者資格調査会・幹事会」の場で、国土交通大臣に向けた、以下の 3 点の提言と 3 点の継続検討事項について、関係団体の合意を形成する為の調整作業が、構造設計

者の団体（JSCA）と設備設計者の団体にも加わってもらい（事務局の建築教育普及センターを加えて13団体）、けん急ピッチで進められている。以下は建築士法の改正を前提とした提言である。

提言1、専門資格制度（構造及び設備）の導入

- 2、建築士等の能力維持向上と、登録更新制度の創設
- 3、管理建築士の要件整備等による建築士事務所等の業務適正化

検討事項：上記1～3のほか、下記等について早急に検討し提言する予定である。

- 1、建築士等資格者、設計事務所団体への強制加入
- 2、工事監理業務の適正化
- 3、報酬基準の見直し

\* JIA は、構造、設備のエンジニアが抜けた後の〈建築士〉について、統括的役割を持つ〈設計建築士〉とそれ以外の施工や都市計画などに携わる〈建築士〉の、業務と責任の明確な区分が必要である事と、それを継続審議事項に挙げることを主張している。

\* 建築士会連合会は、提言1の専門資格制度の導入については法律改正によるよりは、社会制度による制度設計を優先させるべきとして消極的である。

提言2の更新制については、実態把握の為の届け出制はするべきとしながら、規制強化に繋がる更新制には反対している。

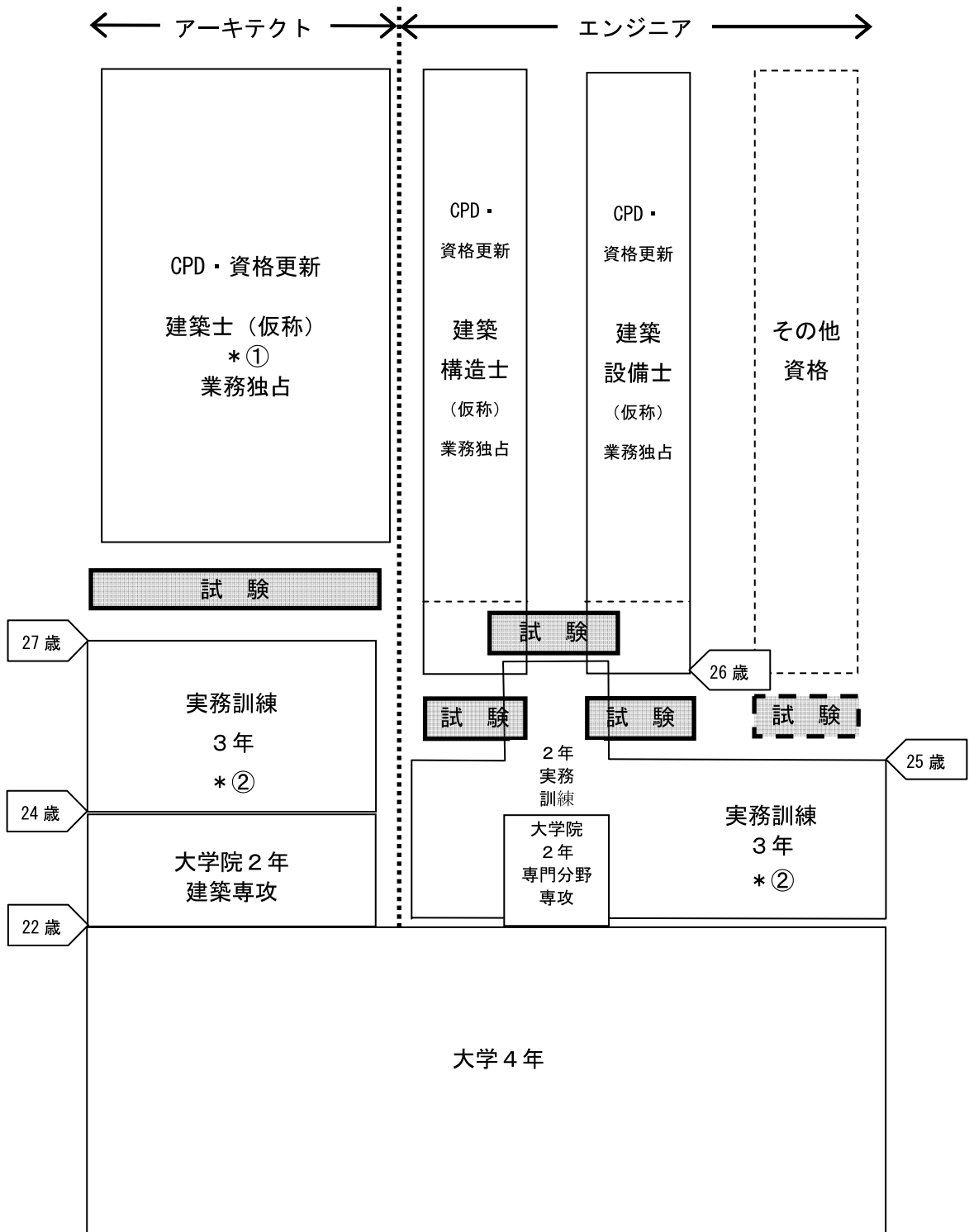
提言3についても管理建築士の認定要件を〈設計専攻建築士〉又は〈登録建築家〉に合わせるべきであり、その他の規制強化は反対としている。

\* 建築士事務所協会、BCS、建築学会は、提言1・2・3に賛成している。

\* 構造技術者の団体、設備技術者の団体にとっては、建築士法を改正して業務独占権限をもつ技術者の資格制度を導入する事は長年の主張であり、提言1・2・3には基本的に賛成している。

\* 「構造計算書偽装事件」の発生により急遽設置された〈社会資本整備審議会建築分科会〉において「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」というテーマで議論が行われており、そこでも「建築確認制度」や「指定確認検査機関制度」、「瑕疵担保責任制度」、「住宅性能表示制度」等とならんで「建築士制度の問題」が取り上げられている。これらの動きにも JIA としては意見表明も含め的確に対応していく必要がある。

# JIA 建築資格制度グランドデザイン (案)



◀ : 参考年齢

\*① : 登録建築家、設計専攻建築士、管理建築士各々で設定しているレベルを満足させること

\*② : 訓練プログラムに則った必要単位を修了

## JIA の将来組織

将来組織 WG 主査 仙田 満

### はじめに

JIA の将来組織を考える時、大きく二つの側面から見なければならない。一つは JIA の専門建築家の集団という位置づけについて、二つには JIA 内部の本部、支部、地域会との関係即ち JIA の構成である。

JIA は 2003 年 12 月に登録建築家制度の試行を始めた。2006 年 3 月に試行は終わり、次の段階に入る予定になっていた。JIA は将来登録建築家制度の認定機関を JIA から切り離し、専兼の別なく登録建築家の資格を認め、同時に JIA に入会を希望する資格者を会員として受け入れても良いのではないかという議論があった。その時 JIA は専門の建築家の団体ではなくなる。2005 年 11 月に姉齒元建築士による耐震強度偽装事件が起きた。この事件が起きた背景を分析すると、建築設計者の独立性が最も問題であった事件であると考ええる。建築家とは施工者とは本来異なる存在でなければならない。そういう意味において専門建築家の集団としての JIA の従来からの方針については慎重に論議すべきである。

### (1) 専業・兼業問題について

#### <建築家はボーダーレスの時代に入っている>

JIA は専門建築家の集団である。しかしながら建築家という存在の定義について、情報化、国際化、複雑化する社会の中で、極めてその境界が難しい時代になっていると認識できる。

もともと建築が様式によって語られ、20 世紀になって空間に置き換えられ、1960 年代から環境というよりボーダーレスの領域の中で語られ、さらに 2000 年代から地球環境という、より広い領域まで広がりつつある。そのなかで建築家の業務は「建物」「建築」という領域から、「都市計画」「インテリアデザイン」はもちろん「ビルト環境」「エンバイロメント」という大きな広がりを見せており、デザイナー、プロデューサー、マスターアーキテクト、コーディネーター、教育者、研究者等を包含しつつある。将来、さらに新たな建築的なデザイン分野、業務分野が生まれるかもしれない。

環境建築家と自称している建築家もいる。地球環境建築家を目指すと自称している建築家もいる。時代とともに建築家の業務は今後も変わるだろう。

良い住宅を施主に提供するために、設計だけでなく施工という分野に広げている建築家も見られる。

材料を確保することから設計がはじまると、材料の手当をし、販売もする著名な建築家もいる。

建築家がコンストラクションマネージャーになり、施主にサブコンをはじめ、様々な製作、施工会社とばらばらに契約させる建築家もいる。施工会社から依頼され、設計及び監理業務を受注している建築家もいるが、そのプロジェクト事業の代表は施工会社だ。事業コンペも P.F.I も極めてそれに類した発注形式と言えない。もちろん建築家はそのプロジェクトの主導権をにぎる場合もあるだろう。しかし経済的な理由によってフィナンシャルマネージャーが主導権をにぎってしまう場合もあるだろう。

一方、デベロッパーアーキテクトとして、デザインだけでなく、自ら建設投資をしている建築家もいる。

デザインだけに飽きたらず、投資を集め、行政にも働きかけ、都市をつくり、地域を再生する建築家もいる。建築の発注様式が多様化している。そして建築家が常に受け身であるとは限らない。建築家がクライアントになることも妨げられない。

そのなかでも建築家の中立性、第三者性、そしてよりよい環境をつくるという社会正義は守らねばならない。倫理的にクライアントに対し、生産者に対し、中立性を守れないことはいずれの場合でも許されることはない。社会に対しよりよい環境をつくるという責務を負っている。建築家にはその倫理的な立場を守るという一点でしかよりどころはない。倫理性をもつ兼業の設計者と専門の建築家の境界は低い。

現在の日本の建築家の存在、それは日本だけでなく、世界的にも専門のみが建築家だと言いつつことは困難になっていると言わざるを得ない。

#### < 専門建築家の存在の意味をアピールする必要がある >

日本においては設計施工一貫体制というのは、世界の他地域よりも歴史的に整備されてきた。大手ゼネコンは設計施工一貫による責任の集中、安くて良い品質の建築を提供できるとアピールしている。しかしながら設計・施工一貫による不透明性は払拭されない。それに対し、設計に特化した独立した設計者の存在としての専門建築家は評価されなければならない。

独立した専門の建築家は、美しく芸術的で安全な建築を、設計を通して実現するばかりでなく、社会に対しての責任を負い、施工技術、施工された製品の性能を正当に評価検討する。さらに運営・管理にも適切に助言し、支援する。そのような施主に対しての代理人的な存在であることを声を大にしていう必要がある。私達は設計、デザインの重要性を通じて専門建築家の役割を国民市民によりアピールする必要がある。

JIA の将来組織を考えた時、3つのシミュレーションが描ける。

#### A. < 拡大 JIA — 登録建築家と JIA の融合 >

登録建築家制度は試行期間を終え、既定のスケジュールによれば第3者認定の段階に移ろうとしている。登録建築家は JIA 会員のみならず、建築士会会員にもその門戸は広げられる。優れた兼業設計者も登録建築家として認められる。その時希

望するならば登録建築家はすべて JIA 会員として受け入れられるだろう。その時に JIA は拡大 JIA という組織に変わらざるを得ないだろう。

拡大 JIA においては多分多様な建築家のグループが存在することになるだろう。

- ・登録建築家グループ 専門建築家グループ  
兼業建築家グループ
- ・活動建築家グループ(非登録建築家で設計活動をしている建築家のグループ)
- ・社会貢献を主とするグループ
- ・行政、まちづくり、都市計画を主とするグループ
- ・建築教育を主とするグループ
- ・インターンシップ中の設計者、いうならば成長建築家グループ
- ・建築家志望の大学院生のグループ — 準会員グループ

各グループは JIA の中でそれぞれの活動毎に構成されるだろう。また横断的な組織も必要となろう。各グループは連携し、ある時は競合して会員が切磋琢磨し、互いに向上することとなろう。

## B. <登録建築家と JIA の分離>

登録建築家制度の第3者認定により、兼業設計者も登録建築家として受け入れ、登録建築家は専門も兼業も併せて存在する。しかし JIA はあくまでも専門の設計者の団体として存続する。この時、新たな登録建築家の団体が生まれることになる。新たな登録建築家は認定する機関により C.P.D のプログラムの履修が義務づけられることとなろう。JIA は登録建築家の団体の中心的な支援団体であっても、独自の専門建築家集団としての役割を果たしていく。

- ・活動建築家グループ
- ・社会貢献を主とするグループ
- ・行政、まちづくり、都市計画を主とするグループ
- ・建築教育を主とするグループ
- ・インターンシップ中の設計者、いうならば成長建築家グループ
- ・建築家志望の大学院生のグループ — 準会員グループ

このシミュレーションの場合、JIA は専門建築家の団体として、その役割、利益を団体として主張できる。しかしながら対外的、国際的には登録建築家協会（仮）が前面に立つことになると思われる。建築士会の設計専攻建築士も登録建築家協会（仮）の下部組織員と位置づけられるだろう。

## C. < JIA 登録建築家 >

もう一つのシミュレーションは、登録建築家をあくまでも JIA 登録建築家として、第3者認定の段階をより遠い将来におく場合である。登録建築家制度と設計専攻建

築士制度の認定制度が並行的に進められてきたが、その実態は当初の目論見とは大きく異なっているようだ。建築士会では当初統括専攻建築士と呼んでいた設計者の呼称を設計専攻建築士という形でトーンダウンしたが、登録建築家のレベルとは大部開きがあると見られる。JIA 登録建築家としてあくまでも専業建築家の独自認定としていく方向は、JIA 会員のアイデンティティを高めるということには大きく貢献すると思われるが、建築設計界全体としては影響が小さい。

#### <グローバルな状況と日本の事情>

AIA はすでに兼業の禁止条項を 1987 年代に削除した。UIA においても 2004 年に倫理綱領から禁止条件は削除された。近年、アメリカでデザインビルドが多くなっている現実はあるが、設計者と施工者が共同して責任を負うシステム（設計・施工一括）と考えられ、日本のようなゼネコンの設計・施工一貫というものとは異なる。

わが国のように、設計・施工一貫体制のゼネコンが歴史的に継続し、現代でも大きなシェアを握っている状況は国際的にも特異である。すなわち日本では兼業建築家（伝統的町屋の棟梁あるいはハウスメーカーを含めて）が圧倒的なマーケットシェアを持っており（一説によれば 80%）、専業建築家の建築生産に関わる設計者の割合は、AIA や UIA の建築家に比し、相対的に少ない。そういう点で AIA や UIA の兼業の禁止条項の廃止を日本にそのまま当てはめるのは、大きな間違いを犯す心配がある。我国に置いては、専業建築家の職能の確立と業務の拡大は公益性を担保する上で今後も重要な課題である。

#### <設計者の独立性>

姉齒事件は種々の問題を含んでいるが、特に重要なのは設計者の独立性の問題である。日本では設計施工一貫体制が日本の古代からの工匠制度の継承という点から、世界にも類のない形で残され、また現実的な建築生産でも極めて大きな部分を占めてきた。

しかし現代のように国際化・情報化が進む流動的な社会においては、設計・施工一貫システムは消費者保護の観点からも不具合な部分を多く含んでいる。国民の生命・財産を守り、今回のような事件が二度と起こらないようにするためには、JIA はゼネコンの設計者とも連携し、設計者の独立性及び地位向上のために積極的に運動する必要がある。同時に、工事監理は専業の設計事務所、もしくは兼業でも国もしくは第三者機関から独立性が認定された設計組織しかできないことを法令的に定める必要がある。そういう運動を行なうためにも当面のあいだ JIA は専業の設計者の集団でなければならない。

PFI によって今まで専業設計事務所の分野であった公共建築の設計もゼネコンの設計者と協働するようになったが、その場合の設計者の独立はもとより、民間の工事で

従来ゼネコンの設計施工であったものについても設計者の独立性が担保されなくてはならない。

#### < JIA の将来組織の目標 >

今後生まれるであろう、あるいは挑戦されるであろう建築家の新たな分野、新たな業務を JIA は拒否的でなく受け入れ、評価し、さらによりよいビルトエンバイロメント形成に貢献的なシステムをつくることができる、ダイナミックで包容力のある組織になるべきだと考える。

### (2) 本部及び支部の関係について

#### < 単一組織としての JIA の特色 >

JIA は、本部、支部、地域会によって全国の会員を1つに統合するいわゆる単一組織である。これは日本建築学会と同じであるが、建築士会や、事務所協会のように全国に法人格を持つ組織体とは異なる。その理由は発足当時の会員数によるところが主な理由と思われるが、本来、JIA は会員同士の切磋琢磨による個々の会員の意識や技能の向上に力がおかれていたことも大きな理由であろう。しかし建築家の業務の進歩改善や、公共の福祉増進などの目的を果たすためには、国や自治体への働きかけや、地域住民との関係が重要との認識から、他団体の都府県単位の組織とおなじく、支部より県単位の地域会を重視する議論が高まりつつある。しかし単一組織であることの良さは建築家の職能をその業務や倫理性について全国的に統一した規律により外部に発信し、地域によって異なることの無い職能の確立に適した組織であることが重要な項目である。したがって今後、JIA の組織を考える上で、当分現在の単一組織は継承されるべきと考える。

#### < 本部・支部・地域会の役割の変化 >

現在の JIA は日本全国の会員を一組織として全会員を統括し、全国を10の地域に分けそれぞれに支部機構を置き、居住する会員を各支部に所属させる構成をとっている。その目的は支部を通して、会員に対する本部の施策の伝達と、各地の会員の意思の聴取である。しかし JIA の目的に記されている建築家の職能益の確保と社会貢献の達成のために、全国的な規模で各地地域住民、自治体との連携を密にする必要がある。そのために現在支部の中に地域会がおかれ、活性化している地域会は、JIA の目的に沿った活動をおこなっている。

しかし、すべての会員が地域会に組織されていない現状では、地域会の存在も全国全ての地域をカバーしているわけではなく、会員と、自治体や地域住民との連携も完全に行われている訳ではない。近年地域会が組織されている地域と無い地域のアンバ

ランスが顕著となっている。特に東京に居住する多くの会員を JIA の目的に参加させるべく地域会の組織化が進められている。しかし、地域会の大きさはそれぞれの地域によって異なる。基本的には地域会として大きな活動をしているところは支部として独立させることを考えねばならない。支部という形に移行させることは、関東甲信越支部のような大きな支部は分割し、その機動性をより活発化させ、また神奈川地域会のような県単位で活発化しているところは支部にしてしまうという形が必要である。

#### <本部、支部の組織の見直しと財政再建>

支部の構成を見直すことは、今後の支部の財政再建においても極めて重要である。会費を本部 2 / 3、支部 1 / 3 という形に明確に分け（なおこの比率については今後も十分に検討する必要がある）、そのなかで事業をできるだけ自立的に行う形式をとりたいと考える。支部が新しく生まれる、あるいは支部が連合して 2 つの支部が 1 つの支部になる場合もあると思われる。支部の財政的基盤を会員数に応じたものと改めたい。

## 組織のありかた

組織運営 WG 主査 本田伸太郎

本 WG は 2005 年度からの会費がほぼ半減という大幅減額による会費収納額の極端な落ち込みという事態を踏まえて、本部、支部、地域会各々の財政運営の厳しさ、とりわけ、本部組織の維持を前提として決められた支部交付金では、支部及び地域会の維持運営が危機的状況に追い込まれつつあることを契機として、新たな会費額 36,000 円を維持するなかで組織全体の継続発展をはかるには、どのような組織形態がふさわしいのかを模索しました。

### 1 JIA 組織の抜本の見直しの検討

- JIA 財政の危機を乗り切るために、経費の削減をはかるとともに、組織として一本化を持ちうる新たな体制構築により、会の更なる活力と実行力を備える。
- 本部、支部、地域会という三層構造から、本部、支部の二層構造にして組織の簡素化と地域との密着をはかる。
- JIA 設立後、数年を経て、都道府県単位の支部と本部が直結する組織が考えられましたが、当時の日事連などの反対により、建設省の指導もあって県単位の組織が定款化できなかったが、現在は容認される状況になってきた。
- JIA の活動実態として、県単位の活動も活発化し、県を単位とする組織的なミッション対応が不可欠となってきた。
- 建築士会、事務所協会等の県単位の組織や、自治体と連携して行う事業や活動が必要とされるようになった。
- 地域会も JIA 発足後、早期に設立されたものは活動暦は既に 17 年を経過し、組織体も確立され、活動も充実し、自立可能になりつつある。

### 2 地域会を支部に改組して本部、都道府県単位の支部の組織とする場合の問題点

- 会員のほぼ半数を擁する東京都が組織化されていない。
- 同じく 1 割を擁する大阪府も組織化されていない。
- 福岡県にあっては二つの地域会に分かれている。
- 会員が 10 人以下の県が 3 県あるなど、極端に会員の少ないところがある。
- 会員によっては、どの地域会にも所属していない人がいる。
- 現在の広域型支部として行われている事業や活動を、そうした支部がなくなった場合どう継承していくことができるのか検討しなければならない。

### 3 中、長期の将来をみこしての JIA の組織及び財政運営の提案

- 今後の組織体のあり方は基本的には本部と都道府県単位の支部の二層構造とする。
- 情報の伝達、組織の強化、連携をはかるため、支部を複数まとめて道州制を採用する。
- 道州制の区割りは、現在地方制度調査会で見当されている、北海道、東北、北関東、南関東、東京、中部、近畿、中国四国、九州沖縄とする。
- 各州は州単位としての事業は行わない。
- 本会費 36,000 円の内、本部 24,000 円、支部 12,000 円と振り分け、会員数に 12,000 円かけたものを支部に交付する。
- 本会費とは別に支部会費として原則 10,000 円を定めて別途徴収する。  
更に支部毎に要請があれば、その金額は変動を可能として本部が本会費とともに一括徴収する。
- 各支部は一人当たり原則 22,000 円の費用をもって運営する。
- 各州の運営は、そこに所属する支部が経費等を持ち寄る。

### 4 当面の短期的な対応の提案

- 東京都、大阪府を単一組織化する。
- 全会員を在住、在勤のいずれかを選択させて、いずれかの地域会に所属させる。
- 地域会のなかで自立できるところから自立させ、都道府県単位の支部化を促進させる。ただし東京、大阪、愛知に限っては現在それぞれの所属する支部の他の地域会が自立して支部化されるまでの間は、それを援助するために残る。
- 地域会が支部となるための自立の要件を定める。
  - 1) 20 名以上の会員が所属する。
  - 2) しっかりとした会則をもつ。
  - 3) 明確に事務局機能（会員事務所に併設でも可）を持つ
  - 4) 定期的な会合を持ち、運営体制を確立する。
  - 5) マニュアルに沿った会計処理ができる。等の要素をクリアしたことを本部のしかるべき機関(委員会等)で判断する。
- 支部として自立したところには、直接支部会費分も含めて原則一人当たり 22,000 円を交付する。
- 5 年を目途に全地域会の支部化を実現させる。5 年経過しても支部化できない場合は 2 県を一つの支部とし、自立させる。

## まとめ

JIA が定款で定めているように、建築文化の創造、発展に貢献し、以って公共の福祉の増進に寄与することを目的とするならば、市民に密着し、地域に根ざした活動を展開しなければなりません。それには県単位の組織をしっかりと構築し、行政、他団体とも連携して行動し、私たち自身（建築家）の質の向上をはかるとともに、仲間を増やし、社会からも期待され、かつ認められる団体とならなければなりません。

## 補足資料

### WG としての検討経過とアンケート結果に対する考察

#### (1) 検討経過

- ① JIA 大会 2006 東海における全国地域会合同会議にて中間的報告と都道府県単位での支部化について最初の提案を行う。

この発言は、同日大会の中で行われた小倉善明会長による基調報告の中でも、地域会の活動実績と新たな組織体制のあり方として提起された。

- ② 支部長会議における新たな取り組みに対する提案とヒヤリングを実施。

支部長会議では、現状の広域支部体制を是とする意見が多数を占める。

一方で支部運営費の不足が活動の大きな障害となっていることの指摘があり、追加的な会費の聴取を検討実施すべきとの意見が強く出され、JIA の組織体制が過渡期を迎えていることを強く感じさせた。

- ③ 同様に全国地域会の代表に対して都道府県単位の支部のあり方について、アンケートを実施。

その結果は、集計的には現行の広域支部を是とする意見が多数をしめたことは支部長会議と同様であったが、幾つの地域会からは明確に支部化を受け入れたいとする意欲を示す回答も寄せられた。

アンケート結果については、末尾に収録。

#### (2) 地域会の支部化に向けての課題点の考察

- ① 地域会の支部化に際して事務局機能をどうとらえるのか。

- 地域会が支部化の提案に対してもっとも心配しているのは事務局の設置である。すなわち現状の地域会活動費ではとても事務局機能を持つことは不可能と考えている地域会が圧倒的に多いという点であり、その際にイメージしている事務局は現在の広域支部が持つ事務局機能である。

- しかし、地域会が自立し支部化される場合の事務局機能は現在の事務局とは明らかに違ったものであり、むしろ現在の地域会が持つ事務局の機能をベー

スとしながら JIA の正式機関としての様態を保ちうる程度の機能が補完できれば良いのであることを明確化すれば地域会にある大きな障壁ははずされるものと考えられる。

## ②地域会が自ら行う活動と JIA のミッションとの関係性

- 地域会の活動は年々拡大傾向にあることは実態として明らかになっている。それは当然のことながら地域会の役割の重要性を自負させるものとなっている。しかし、一方で本 WG による提案は、JIA のミッションを義務的に負わなければならないという命題を明確につきつける結果となった。
- そしてこの点が地域会の活動実績に対する自負を背景に組織における位置づけの明確化を求めるこれまでの姿勢と異なって、広域支部を支持する意見に集約されていることが考えられる。すなわち支部化によってノルマ的な活動が更に増大することに対する危惧が拭えないのが現状ではないかと考えられる。
- しかし、これらの意識を払拭していかない限り地域会がより役割や位置づけを明確にすることは困難と考えられる。  
この二つの点は、これからの JIA の組織体制を考える場合、まずは解決しなければならない大きな課題と考えられる。

## 支部・地域会の見直し提案に関するアンケートについて（回答集）

アンケート回答数      地域会 …… 25      支部長 …… 2

- A 別添のマトリックスに示す4つの支部形態のうち、2007年度以降のJIAがあるべき組織形態として最も適しているものはどれだとお考えです。

該当するものを○で囲ってください。

- 1) 現在の組織形態である、本部・支部・地域会の三層構造を維持していく。  
**鹿児島・群馬・茨城・北福岡・兵庫・岡山・福井・滋賀・三重・四国・富山  
山口・岩手・鳥根・福岡**
- 2) 本部と47都道府県全てに地域会をベースとした支部を設置して新たな組織形態をつくる。
- 3) 本部と47都道府県全てに地域会をベースとした支部を設置し、支部間の調整、連携をとるための10前後のブロックを置くという新たな組織形態をつくる。  
**高知・千葉・【岡山】 福島・石川・山形・奈良・沖縄**
- 4) 本部+会員の少ない県は隣接する県と組んで一つの支部+県ごとに支部の下部組織として地域会を置く。  
(尚、東京支部や大阪支部等に見られるように大きい支部は、その中に更に小(区)単位の規模で地域会を設置するケース)  
**静岡・神奈川・和歌山・埼玉**

- B その場合に会費の徴収方法についてはどのような方法が良いと思われますか。

該当するものを○で囲ってください。

- 1) を選択した場合
  - 1-A 本部一括で各支部に配分され、支部より地域会に活動費を支給する  
**鹿児島・群馬・茨城・北福岡・兵庫・福井・滋賀・三重・四国・富山・岩手**
  - 1-C 支部又は地域会で会費を徴収し、一定額を本部に上納する  
**岡山・山口・鳥根（どちらかとういとう支部で徴収）・福岡**
- 2) を選択した場合
  - 2-A 本部一括で徴収し、各支部に支部運営費を配分する  
**山形**
  - 2-B 本部運営費と支部運営費を別項目で本部で一括徴収し、支部ごとに還付する（支部ごとに金額を分けることも可能）
  - 2-C 各支部単位で会費を徴収し、一定額を本部に上納する

3) を選択した場合

3-A 2-A, 2-B, 2-C案にブロック運営費を本部から支出する

**高知・千葉・福島・沖縄**

3-B 2-A, 2-B, 2-C案にブロック運営費を支部から支出する

**【岡山】・奈良**

4) を選択した場合

4-A 本部一括で各支部に運営費が配分され支部より地域に活動費を支給する

4-B 本部運営費と支部運営費を別項目で徴収（支部ごとに金額を分けることも可能）し、支部より地域会に活動費を支給する

**神奈川・和歌山・埼玉・石川**

C 現在の会費額（36,000円）の本・支部配分についてご意見を伺います

現在会費収入は150,000,000円です。そのうち9,000万円が本部、6,000万円が支部となっています。今後の考え方として次のいずれが妥当と考えられますか。

① 20,000円を本部経費に充当、残り16,000円を支部経費に充当、更に不足する額を支部別に決めて徴収する（現状です）

**鹿児島・神奈川・福島・滋賀・富山・山形・岩手**

③ 24,000円を本部経費に充当、残り12,000円を支部経費に充当、更に不足する額を支部別に決めて徴収する（本部の財政を確保する案です）

**高知・福井・沖縄**

④ 36,000円の会費額を再改定して、本部・支部運営費に見合う額を徴収する

**群馬・北福岡・千葉・岡山・和歌山・三重・埼玉・石川・山口・奈良**

C・その他意見

兵庫 16,000円を本部経費に充当、残り20,000円を支部経費に充当する。

島根 少人数の島根会は単独事業は年2つ程度です。事業内容によっては会員が自己負担も止むを得ないとの意見が多い。

## 法人形態について

法人形態 WG 主査 大宇根弘司

### 1 検討に至る経緯と論点

公益法人の不祥事が明るみになる中で指導・監督基準の整理、強化を目的として1996年9月に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定された。

この指導監督基準に合わせるということと、予想された建築基準法改正に伴う「指定法人」化に取り組むべきだという強い意見があったこと、逸早く定款改正を行う他団体があったこと等々から当会も議論を重ね、当時の建設省とも協議を重ねて、2000年5月の総会において定款改正を計り賛成多数を持って議決したのである。

その主たる骨子は、理事は30名以上35名以内としそのうち18名以内を正会員以外から、監事は2名としそのうち1名を正会員以外のものから選ぶことが出来ること、理事のうち正会員理事を常任理事とし会務を執行出来るようにすることであった。

この総会での議論は総会議事録に詳しいので参照されたいが、賛成者の意見は1年以上にわたって議論を尽くしたこと、当会は公益法人であることは必須であること、社会に開かれた組織とすることが重要であり外部理事導入に賛成するというものであった。一方でUIAとの関連、委任状の取り扱いに疑問がある等の意見もあった。

総会議決後、北代禮一郎会員より委任状の取り扱いに不法性があるのではないかと、定款改正は会の自律性を損なう恐れがあることを理由に提訴も辞さないという意見表明があり、それに対し当時の建設省はJIA内部のいっそうの意見統一を求めるという考えを示した。

この様な推移を経て2001年5月の臨時総会で「当分の間、議決の執行を保留する」事が議決された。

その後国交省が理事の構成については当分の間現状を黙認すると報道されたこともあって、議決後6年になろうとしている今も保留されたままになっている。

### 2 法人形態に関する現況と論点

公益法人制度改革は2006年の通常国会において法律制定されるということになっている。

未だはっきりしないところが多いが、現時点で分かっているのは前出の「指導・監督基準」(1996年)、同閣議決定(1996年)、公益法人制度改革(新制度の概要)(2005年)、新たな非常利法人に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方(2005年6月)、等々公表されている資料に示されている事柄である。

それらによれば、

- \* 一般的な非営利法人は社団法人形態と財団法人形態の2種類とし、中間法人は設けない。  
この他に特別法による公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO等々）は従来どおりとされる。この公益法人のうち一定の要件を満たせば公益性を有する非営利法人として認定を受けることが出来る。
- \* 公益性を有する非営利法人は一定の条件下で収益及び利子収入が非課税とされる。  
そうでない非営利法人は原則課税である。
- \* 会費についてどちらの法人も非課税である。
- \* 寄付金税制において公益性を有する非営利法人は優遇の対象となる。  
等の方向性が示されている。  
この中では理事の構成等は未だに明らかになっていない。

### 3 まとめ

2000年5月の総会決議をどうするかについては、いまだ公益法人改革の動きを見守るのが妥当であり、更には新しい非営利法人制度が出来た後、移行に5年の猶予期間があることから今国会での立法を待って対応することというのが結論である。

そして、この法人形態を検討する中で以下のことが今後の継続課題として確認されている。

- \* 公益法人とはどのようなものであるべきか、行政側の方向付けに従うだけでなく公益法人のあり方についてJIAの考え方をまとめ、主体的に発言し、制度改革に織り込ませることが必要である。
- \* 内部的には2000年の総会決議に異議申し立てをした元会長達に改めてJIAのとるべき法人形態に関する共通理解を得るべく努力が必要である。

上記の点も踏まえて、もっとも重要な視点は、会員間で当会の取るべき法人形態について様々な会活動の要素を踏まえながら、議論を尽くし国が検討している法人形態が内包するそれぞれのメリット・デメリットの徹底周知を計ることであり、その上でJIAとして中長期を睨んだ法人形態の選択が必要であると考えます。

## 懲戒規定の見直しについて

懲戒規定見直し WG 主査 松本 敏夫

### 1 経過及び主旨

新台東病院の基本設計入札にかかわる低価格応札の結果を受けて、本会では初めて受注責任者であった当該会員に対する懲戒審査委員会による審査が行われました。その結論として最も重い処分である「除名」相当とする答申が示され、その答申を受けた理事会審議においても「除名」処分が確定し次年度総会にはかることが決定されました。

しかし、その後当該会員より「退会」の申し出があり、現行の諸規定の中では総会での除名決議以前に「退会」申請があった場合に、これを拒否する要件規定（定款を含め）がないことから、当該会員の退会が受理される結果に至りました。

このことに関して東海支部及び関東甲信越支部より倫理の遵守を確保する視点から規制の強化を柱とする規定類の見直しが提案されました。

本 WG では、両支部からの提案を踏まえて懲戒規定等の見直しに取り組みました。

### 2 論点

WG での協議は以下の三つの論点に絞って審議致しました。

(1) 懲戒規定に基づく「懲戒審査案件」にかかった当該会員の退会申請への対処  
－退会期限（権利行使の抑止）

(2) 懲戒の種類 of 妥当性検討

現行の懲戒規定では、第 9 条（懲戒の執行）の中で、懲戒の種類として以下の 4 種を既定しているのに加えて処分新設の検討。

- 1) 注意 本人に口頭又は書面にて
- 2) 戒告 本人に口頭又は書面にて 会報に公表
- 3) 権利の停止 本人に書面にて 会報に公表
- 4) 除名 理事会議決後、本人に書面で通告、総会の除名議決に諮る  
除名決議の場合会報に公表

(3) 上記の改定を加える場合の具体的改定条項の検討

### 3 参考とした規定類

日本弁護士連合会懲戒規定及び日本医師会懲戒規定等のプロフェッション規定

## 4 結論

審議の結果、以下に示す通り、「責任の明確化における会員権利の行使の抑制」を図る一方で、永久追放的な処分である。「除名」の前に、将来的な復会の余地を残す処分として新たに「退会勧告」処分を提案します。

### 〈1〉退会制限（権利行使の抑止）の実施

該当案件に関して懲戒請求に基づく職責委員会の調査開始以降は、当該会員より「退会届」が提出された場合にあっては、理事会はこれを受理しない。これを実行に移すため「懲戒規定第6条」に以下の改定を加える。

なお、退会を抑制する具体的規定としては、会員の入退会手続き要件を定めた「会員規則」に改定を加える手法と会員の「倫理規定遵守」の観点から「倫理規定」に改定を加える手法を検討したが、最終結論としては倫理規定遵守の過程を明確にするとの視点から、懲戒規定の条文を改定するとの最終方針を決定した。

#### 懲戒規定改定案

（懲戒手続きの開始及び調査）

第6条 2. 会長は、本会会員について懲戒の事由があると認めるとき、または前（現行）項（現行）の請求にかかる案件につき調査すべき相当の理由があると認めるときには、職責委員会にその調査をさせなければならない。

第6条 2. 会長は、本会会員について懲戒の事由があると認めるとき、または前（改定案）項請求にかかる案件につき調査すべき相当の理由があると認めるときには、職責委員会にその調査をさせなければならない。なお、職責委員会の調査が開始された場合は、それ以降その処分が決定されるまでは当該会員からの退会届は受理出来ないものとする。（追加条文）

### 〈2〉懲戒の種類の新設

永久追放的な処分である「除名」の前に、将来的な復会の余地を残す処分を新設する。

これを実行に移すため「懲戒規定9条」に以下の改定を加える。合せて第2条（懲戒の種類）も改定を加える。

#### 懲戒規定改定案

第9条（懲戒の執行等）

- 1) 注意 直接本人に対し、口頭及び書面による注意を行なう。
- 2) 戒告 直接本人に対し、口頭又は書面による戒告を行ない、且つ戒告を受けた者の氏名とその内容を会報に公表する。

- 3) 会員の権利の停止 直接本人に対し、書面により理由及び期間を明示して会員の権利の停止を通告し、かつ、その氏名と内容を会報に公表する。
- 4) 退会勧告 直接本人に対し、書面により理由及び期間を明示して退会を勧告し、かつその氏名と内容を会報に公表する。通告期間を経過しても退会勧告に応じない場合は、自動的に除名処分の手続きに移行する。(新設条項)
- 5) 除名 理事会における除名の議決とその理由を直接本人に対し書面により通告し、かつ定款第13条による総会の除名の議決を求めるものとし、総会における議決があったときは、その結果を本人に通告するとともに会報に公表する。

## 第2条 (懲戒の種類)

- 1) 注意
- 2) 戒告
- 3) 2年以上の会員の権利の停止
- 4) 退会勧告 (新設条項)
- 5) 除名

2. 懲戒は、当該行為の他懲戒の対象となった行為の及ぼす社会的影響の重大性及び当該行為の行なわれた情状を考慮して、前項の5種(改定)の処分のうちの一つを選択して行なわれる。

## 5 付帯意見

上記答申をまとめる経過の中で関連事項として幾つかの改定事項が提起されました。具体的事項は以下に示す通りです。

懲戒規定の改定に合わせて是非理事会における検討を要請します。

### (1) 懲戒手続きの簡略化について

懲戒規定に基づく処分の内、最も重い「除名」については、現行制度の中では懲戒審査委員会における結論が理事会の議決により確定されても、なお、総会での決定を待たない限りその執行が出来ない仕組みとなり実効性を困難なものとしています。

勿論、会員の権利は陳述、弁明の機会、再審査請求等、機重にも保護されている視点から見ても、余りにも迂遠な決定システムであり、是非定款の改正を計り、理事会決定を持って「除名」が実行に移せるような改定の検討。

### (2) 倫理規定遵守の署名について

会員に倫理規定遵守をより明確な形で認識願うことを目途として、今後入会者については、入会手続きに際して JIA 倫理規定を遵守する旨の誓約文書に署名提出を義務付ける。

入会手続きの際、入会申込書と共に提出することを理事会で決定する。

この取り扱いが決定された場合は、出来れば現行会員に対しても改めて倫理規定遵守の誓約書を提出願うように合わせて検討。

なお、既に登録建築家においては倫理規定遵守の誓約書提出が義務付けられており、本会入会に際しても是非実現されるよう早急な検討。

(3) 職責委員会の構成について

現在職責委員会委員は、他の委員会同様1期2年間を任期として一定期間特定の会員に委嘱されている。しかし、職責委員会にかかる調査案件は様々なケースが想定されることから、むしろ職責委員については、案件発生後、最も適切と考えられるメンバーを持って臨機に構成することが望ましいと考えられます。また、現行規定では、職責委員は正会員を持って構成するとなっていますが、職責委員会の調査機能を考えれば正会員に限定する必要はなく、むしろ案件によって必要な外部委員を加えるほうが、目的の達成がより可能と考えられます。従って、職責委員会委員選任規定の改定検討。

## 魅力ある組織

魅力ある組織 WG 主査 国広ジョージ

### 提案に至る背景と分析

JIA は会の一層の活性化と職能の継続性を視野に入れて中堅・若手会員の大幅な増強を目途として、2004 年度より会費の大幅減額という大きな改定に取り組んだ。

その結果、2004 年度・2005 年度については新会員の入会は活発なものとなってきているが会員増強の成果が当初の目論見に到達しているとは言えず、会が目指す組織体制に向けてはいまだ明確な方向性を確立したとは言えないのが現状と考えられる。そうした状況の中で、会勢を強化していくには、組織体制を時代性を反映したより魅力ある活動組織としていくことが急務と考えられている。

その背景のもとで、具体的に何に取り組むべきかを WG として検討を重ねた結果、二つの方向性について検討に取り組んだ。

一つは JIA の活動を担う委員会組織の抜本の見直しである。

委員会組織はその活動実績の蓄積が重視されることから、ともすればその構成メンバーは固定的なものとなる傾向が強い。

たしかに、実績を継承することは委員会活動にとって重要な視点であることは明らか事実ではあるが、一方で多様な会員を委員会活動に取り込み、そのフレッシュな視点や提案を委員会活動に反映していくことも組織がもっとも心がけなければならない重要なポイントであると考えられる。

その観点から、本 WG では委員会組織の抜本的な見直しを提案した。しかし、期中の提案であったこともあり、その実行は 2006 年度に送ることとなった。WG の結論としては、この方向性を実現していくことが魅力ある組織の実現に必要な不可欠であると考えている。

もう一つは、次に詳細な提案を行う準会員制度の導入である。

現在の会員増強は既に建築家としての一定の実績を持った人々にアプローチをする形で取り組まれているが、会参加に対する理解を得るまでに時間を要し、入会に至るまでは中々難しいのも現実である。そうした点を払拭して JIA が将来に向けて安定的な会員の加入をはかるには、教育課程の段階から JIA の活動に接する場を設け、共に活動する仕組みをつくることによって、建築家としての一定の実績を持った時点でスムーズに正会員に移行していけるシステム作りが重要と考えた。その一つの方向性として以下の提案を行った。2006 年度はこの提案を具体的なものとして実行段階に移す方針が決定されている。

## 大学院準会員制度の創設に向けて

### ■趣旨

2007年にJIAは設立20周年を迎える。また、2011年にはUIAワールドコンGRESS東京が開催される。今、JIAがもっとも必要としているのが「会員の若返り」であろう。

これは、現世代の会員との入れ替わりを意味するものでは決してない。むしろ、現役会員の心の若返りを意味することでもある。何故ならば、平均会員年齢は今や50代となっており、このままで進めば、建築家精神、JIA活動などの次世代への継承が危ぶまれることとなる。「会員の若返り」計画の実施により：

1. 若年層会員の補充により会員年代層の均一性を確保する
2. 社会全体から見るJIAの「社会性」を認識する
3. JIA活動の活発化を促進する組織力を構築する
4. JIAの次世代への継承組織の確立を確立する
5. JIAの認知度を建設業界へ広く周知することができる。

「会員の若返り」計画の第一歩としてJIA準会員制度を提案する。

また、JIA準会員は支部に設置する準会員部に所属し、地域会にも配属する。

### ■準会員対象者

現役建築学科所属の大学院生、および専門建築設計事務所に勤務し、設計監理に関わるもので実務経験の面でJIA入会規定※を満たさないもの。

※学位取得後、実務経験3年未満

第1期：1. JIA会員で大学専任教員の研究室に所属する学生から2名以上をリクルートとする。

2. 学部卒業生、および修士課程修了生で専門建築設計事務所に勤務し、設計監理に関わるものを準会員として入会募集する。

第2期：3年以内に本制度を日本全国の大学院生に周知し、国内大学院生全員を対象とする。

海外準会員：日本において学部及び大学院建築教育を修了した学生で、海外に留学中の大学院生を対象に準会員応募資格を設ける。

### ■目標

200名（2006年）

600名（2008年）

1,200名（2011年）

## ■資格

JIA 準会員は JIA において以下の資格を有し、また諸活動に参加することができる。

1. 地域会、支部に準会員として所属することができる。
2. 支部準会員部に所属することができる。
3. JIA 大会、講演会、講習会、旅行など CPD 単位を有する活動を始め、地域会、支部、本部主催のイベントに正会員と同額または割引価格にて参加することができる。
4. 「建築家 architects」、支部雑誌などを定期購読することができる。
5. JIA 総会にオブザーバーとして出席することができる。
6. 必要に応じて、特定の委員会にオブザーバーとして参加することができる。
7. その他、JIA 準会員活動計画による。

## ■会費

加入しやすいよう出来る限り小額による設定を検討

# JIA の CPD と登録建築家制度の CPD について

CPD WG 主査 中山康一郎・橋本修英

## 1 現状分析

CPD（継続職能研修）は、多くの団体でその取り組みが進められており、建築設計界全体の取り組み課題となっている。

とりわけその先陣を切った JIA にとっては会員への浸透とプログラム等制度の充実は大きな課題となっている。

特に 2003 年にスタートした新しい資格制度の創設を目的とした「登録建築家制度」においては、その資格を担保する重要な要件が CPD の取得による登録建築家の資質の確保にある。

そのため資格制度では 3 年ごとの資格更新に際しては CPD108 単位の取得が義務付けられており、認定者の第一陣は 2007 年 4 月 1 日に第 1 回の登録更新を迎えることとなり、その際 CPD は大きな役割を持つこととなる。

一方、JIA における CPD は会員に対する「努力義務」とすることが総会決定されたことにより、その活動主体は 2300 名を超えた登録建築家を視野に入れながら会員の単位取得をどのようにサポートして行くかといった方向に転換されてきつつある。

具体的には、登録建築家に対する CPD 取得のアピール活動、シニア規定の制定による緩和措置の整備、特別認定プログラムの新設などに力が注がれてきている。

また、その一環として支部単位での CPD 認定評議会の設置も既に規定化され、その推進も今後の課題となっている。

こうした JIA 正会員と登録建築家を巡る CPD については義務付けという側面で明確な違いが出来たことで、会員の CPD の取得状況に対する危機感は「登録建築家制度」を運営する実務委員会により大きなものが出てきている。

ちなみに経過的な報告になるが、2007 年 4 月 1 日に登録更新を迎える登録建築家 1063 名のうち、更新に必要な 108 単位に対して現在すでに 72 単位以上取得しているのは 468 名で残り 595 名（56%）は 72 単位に達していない。

こうした状況を背景に現在 JIA 会員の半数を超えた登録建築家に対する CPD 取得の浸透は、資格制度の成否の鍵を握る重要な要素として更にクローズアップされてきている。

## 2 CPD 取得に向けての取組み

こうした情勢の中で、建築家認定評議会実務委員会では、第一陣として 2007 年度 3 月末に更新期を迎える登録建築家に対して、CPD 取得のための施策に取り組んで

いる。

以下に幾つかの取り組みを例示する。

#### シニア認定者に対する免除規定の設定

登録建築家については、これまで年齢等の要素により CPD 取得を免除或いは軽減する措置は一切規定に盛り込まれていない。

この前提には登録建築家は実務を行うものに与えられる資格であり、その視点から考えれば消費者保護という登録建築家の持つ意義から見ても日常的な研修、すなわち CPD の実践は必要不可欠なものと考えられているからである。

しかし、その主旨とは別に制度上その取得を免除或いは軽減すべきケースが想定されることから、以下の点について規定化をはかる予定である。

(緩和措置)

1. 登録更新までの期間中に、傷病、産休、海外勤務等やむおえない事情のある場合には、36 単位を上限として必要取得単位を緩和する。
2. 一級建築士免許取得後、登録更新時点で 30 年をこえかつ 65 才以上の登録建築家には、本部もしくは支部 CPD 評議会が認定する法改正などの実務上必須な研修型 CPD プログラムの受講により 3 年間 108 単位の取得を免除することができる。

一方、JIA の CPD においても「適用の除外」について以下の追加項目が検討されており、登録建築家との整合性についても協議がもたれている。

(適用の除外) 追加項目

65 才以上から 69 才までの正会員	CPD の年間取得単位数を 18 単位に軽減
70 才以上の正会員	CPD の取得を免除とする

#### 登録建築家を対象とする特別認定プログラムの実施

CPD プログラムの内、参加することによってより高い CPD 単位を取得できる特別認定プログラムを JIA の CPD 評議会と連携して企画推進する。

現在特別認定プログラムの候補となっているものには、本・支部・地域会総会への出席、本・支部大会への参加、などが考えられており、このほかにも特別認定企画を積極的に創設していくことが検討されている。

### 3 まとめ

現在 CPD は登録建築家制度にとっての重要要素となっている。第一陣の更新まで以後一年という時期になり、その取得強化は必須要件となっている。

しかし、試行段階での登録建築家にとっての CPD は JIA 会員としての取得が前提

になることから、引き続き JIA による CPD との連携強化は重要なポイントとなっている。

その意味で、CPD 認定評議会と共に新たな CPD プログラムの開発が今最も求められるものであり、且つ JIA 会員全体にも CPD 参画の機運をより高めていくことが課題と考えられている。

#### **登録建築家の皆様に**

第1回、第2回の認定評議会において登録建築家に認定された方々は、第1回の登録更新が2007年3月末日となります。詳細は登録建築家事務局より連絡が参りますが、更新の要件としては3年間でのCPD取得単位数として108単位が必要になります。登録建築家ホームページ（会員専用ページ）で各自の取得単位が常時確認できますのでご覧下さい。なお、お分かりにならない場合や詳細を知りたい場合は早めに事務局までご連絡下さい。

## Ⅲ. 資料編

### JIA 基本政策報告 (2002年5月31日発行)

「総括報告」再掲

基本政策会議は2000年5月の総会で承認された事業計画に基づいて設立され、中長期的にJIAのあるべき姿を明らかにすることを目的としている。言い換えれば、JIAの将来像を示すことをその基本的課題としている。勿論、JIAの将来像を描くことは容易ではない。しかし、法人問題をはじめ、建築家資格制度の実現、継続職能研修の本格実施、設計者選定方法の改革、建設産業の変革、会員減少など多くの課題を抱えているJIAにおいては、将来の方向性を会員が共有することなくしては、これらの課題を解決していく団体としての力が生まれてこない。

JIAの将来像は、JIAの本来進むべき道の他に、日本の建築界・建設業界の動向、国全体としての制度改革の動向、さらには、国際社会における日本の位置付けなどによって大きく左右される。特に、最近10年程の間に国内外に生じている社会システムの変化は多くの課題をもたらしている。

本報告書をまとめるにあたっては、JIAが抱える課題に関し、それへの対応の方針を列挙するにとどめず、可能な場合にはその方向性を選択してJIAの将来像を示すことを試みている。当然、変化に富み、予測が難しいことの多い環境の中で方針を変更せざるを得ない状況が発生することが予想されるが、その時点の状況のもとで最善の方策を立案し、選択してゆくことになるであろう。そうした場合に本報告書が貴重な指針になることを期待している。

#### 1 JIAの将来を左右する基本的課題に対する見解

##### ①建築家資格制度の動向とJIAの将来像

建築設計資格制度は五会調査会（JIA、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、BCS、日本建築学会）を中心にして検討がすすめられている。建築設計資格制度は20世紀後半の建築界・建築産業の高度化・専門化に対応した変革が避けられないだけでなく、世界貿易機構（WTO）のサービス貿易に関する取り決めからも資格制度の国際化が不可欠になっている。当面は抜本的改革とは別にAPEC-ARCHITECT対応のための暫定的措置を行うので、抜本的改革にはまだ多くの時間が必要になる可能性が高い。また、日本建築士会連合会は基礎的素養としての一級建築士制度に加えて建築家資格に相当するものとして統括建築士制度の提案をしているが、JIAは経過措置としてこれに賛同する。なお、JIAは他団体に共同で進めることを呼びかけ、UIA基準と同等性があり、社会が納得する内容の建築家資格制度の

試行を進める。制度改革が最終的な目的であり、各団体が受け入れることができる建築家資格制度が実現した場合には、JIA は建築家の団体の再編に努める。

## ②法人制度の改革と JIA のとるべき法人形態

JIA は現在は現行民法下における公益法人であるが、法人制度の改革に伴う法人形態の選択にあたっては、目的・事業・会員・理事構成などについて本来あるべき姿を模索した上で、制度改革や行政改革の推移の結果を見定めて判断する。必要な場合には、特別法制定運動の展開を検討する。また、目的・事業・会員・理事構成などについて定款改正の必要がある場合には、法人形態の選択とは別に定款改正の可能性の検討を行う。

## 2 報告書内容の要約

本報告書の各項目の結論的な部分を要約すると次のような内容である。

### ① JIA の目指すところ 目的

国や制度への過度の依存から脱して、市民の信頼獲得にむけた自律的、主体的な活動を進める。JIA 建築家の社会的定着の活動をすすめ、最終的には国際的に通用する建築家資格の制度化を含めた建築家職能の確立をはかる。また、建築家職能の確立に加えて、地域・都市や環境の視点を導入する。必要な場合には定款改正の可能性を検討する。

### ②公益法人問題の経過

日本の 20 世紀後半の急速な経済成長を支えた官民合同のキャッチアップシステムの象徴的存在である公益法人制度などは、民法改正も視野にいれた成熟した先進国に相応しい制度への抜本改革がすすめられている最中である。資格試験依託機関や指定法人についても公益法人要件が廃止される方向にある。

### ③職能法制定運動

JIA は建築家職能の確立と職能法制定を最大の目的として設立され、多くの努力が払われてきた。この努力の歴史を理解することは JIA の将来像を明らかにするには極めて重要なことである。

### ④建築家資格制度

建築設計資格制度調査会では APEC-ARCHITECT 対応のための暫定措置の検討が優先するので、抜本的改革にはまだ多くの時間が必要になる可能性が高い。こうしたなかで、日本建築士会連合会が提唱する統括建築士制度に JIA は経過的措置として

賛同する。また、JIA は他団体に共同で進めることを呼びかけ、UIA 基準と同等性のある建築家資格制度の試行を立ち上げる。

#### ⑤ 会員資格

JIA が 1997 年に提案している建築家資格制度を前提として、兼業建築家について会員基準（一部改訂の必要がある）の遵守と業態に関する情報開示を条件として会員に受け入れる。なお、この点に関しては JIA 内部の十分な意見交換が必要である。デベロッパーアーキテクト、エンジニア、研究者、教育者、行政官、都市計画家、再開発コーディネーター、インテリアプランナー、技術士などすでに会員になれることになっている領域や、PM（プロジェクトマネジャー）、CM（コンストラクションマネジャー）、ランドスケープアーキテクト、会員資格取得前の建築家を目指す若い人、学生などの周辺領域について、会員資格の在り方を再検討する。特に継続職能研修（CPD）との関連について全面的な見直しを行う。また、主宰者、協同者、一般所員の会員種別をなくし、会員として同じ扱いとする。

#### ⑥ JIA の将来規模

UIA 基準による建築家の職能団体として国際的に通用する建築家資格の保有者を核とした 20,000 人～ 50,000 人規模の団体となる。

#### ⑦ 理事構成など

定款を改正して JIA 活動の外部評価役としての外部理事・監事を選任することを可能にするが、建築家を主体にした会員の自律性を損なわない範囲とする。また、理事構成や諮問機関設置などを含めた外部評価システムを検討する。必要な場合には定款改正の可能性を検討する。

#### ⑧ 法人形態

法人制度の改革の内容が明らかになるまで現状を継続する。法人制度の改革の内容が明らかになった時点で社団法人、NPO 法人、中間法人などを含めて検討し判断する。必要な場合には特別法制定運動の再開を検討する。

#### ⑨ 組織の在り方

目的、事業、資格制度、法人形態、会員資格などの方向性を前提にして、本部、支部、地域会、委員会・部会などの在り方の再検討を進める。支部については、JIA 活動の大半が可能で、会員サービスも充分におこなえることを条件に、再編を検討する。JIA の日常活動の原点である地域会活動については、いっそうの定着をはかると共に、必要な場合には定款改正の可能性を検討する。

## ⑩事業

倫理規定や行動規範を含めた会員基準の制定とその遵守などの顧客保護のための活動、継続職能研修の本格実施を含めた会員の資質向上のための活動、建築家資格や建設産業基本問題を含めた建築家の業務および建設産業の進歩改善のための活動、建築・地域・都市・環境の創造・発展・保全などの活動を主体にして、必要な場合には委員会構成の再編成を行う。

## ⑪他団体との関係

国際的に通用する建築家資格制度の実現にむけて他団体との連携を進める。この場合に日本建築学会が提案している大学院修士課程を含めた6年間でプロフェッション教育をするという制度を前提にする。また、建築家資格制度が実現した場合には、JIAは建築家の団体の再編に努める。また、建設産業の基本問題の解決に関しても他団体との連携を進める。

2006年1月24日

国土交通大臣

北側 一雄 様

社団法人日本建築家協会 (JIA)

会長 小倉 善明

## 建築士法の抜本的改正に向けての提言

### 耐震強度偽造事件を踏まえて消費者保護の徹底を実現するために

今回の耐震強度偽造事件は、国民の生命・財産を守るべき専門資格者が国民の信頼を裏切るといってはならない重大な犯罪であります。私どもは建築設計監理の専門家集団として、改めて責任の重さと役割の重要性を自戒しております。

今回の偽造事件は、専門資格者として持つべき倫理感の欠如がその根底にあることは確かです。しかしながら、こうした犯罪を誘発する要因が現在の建築士法の中に内在することも確かだと考えます。そこでこの機を捉えて、消費者保護の観点から建築士法を抜本的に改正して頂きたく、提言いたします。

### 提 言

#### 1. 専門資格の創設

- ①設計技術の高度化に対応すると共に、権限と責任を明確にする観点から現行の建築士資格制度を改正し、建築設計監理全体の統括業務を担当する「統括建築士(仮称)」と構造及び設備の設計監理をするそれぞれの専門資格を設ける。統括業務の内容を明文化し、統括建築士のもとに、対等の立場に立って各々の専門資格者は自らの専門領域の業務に責任を負うものとする。
- ②一定規模以上又は特定の用途の建築物について、各専門分野の設計・監理は専門資格者のみが行えるものとする。
- ③各専門分野の資格者には、それぞれの分野の職能団体への入会を義務づける。  
職能団体は会員の職能倫理の徹底と専門能力の維持向上を図るものとする。

#### 2. 資格の更新制度の導入

専門能力の維持向上を図るため、資格は一定期間ごとに更新を要するものとし、更新の条件として継続職能研修(CPD)を義務付ける。

#### 3. 事務所開設要件の強化

建築設計事務所、専門設計事務所が適切に業務を行うために必要な独立性、専門性、透明性等を確保できるよう、事務所の開設者は専門資格を有する者に限るものとする。

## 提言の背景

### 1. 社団法人日本建築家協会の歴史と活動理念

社団法人日本建築家協会（JIA）が設立されてから18年が経過致しました。

その設立には明治維新により西欧社会からわが国に導入された建築家の存在や役割を日本社会の中に定着させ、かつ社会資本ともなる建築の質を高めることにより、国民のための建築環境の向上を目指して長きにわたり取り組んできた歴史が刻まれています。

とりわけ現在の社団法人日本建築家協会（JIA）の設立母体となった旧日本建築家協会と旧日本建築設計監理協会連合会は、いずれも弁護士法と同様に建築家の行う業務を日本社会の中で法律的にも確立すべく、個人の資格法である建築士法とは別に、業務のための法律としての職能法の成立を目指して活動を重ねてまいりました。

しかしながら、この取り組みは日本社会におけるコンセンサスを醸成するには至らず実現されませんでした。

こうした長い歴史を踏まえ、JIAは18年前にこれまでの業務法制定から、建築士法の抜本的改正により「資格者法」と「業務法」の実現に向けた新たな組織として誕生しました。現在当会会員を対象に試行している登録建築家制度はその試みの一つであります。

そして目標に向けて新たな時代に対応できる組織としての取り組みを整備すると共に、建築士法改正に向けて国土交通省や関係諸団体と連携して様々な課題に取り組んで参りました。

### 2. 建築設計資格制度調査会の動き

このような活動を進めながら建築資格制度に対し積極的に、日本建築学会、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、建築業協会との4団体と共に種々の場で意見交換を行って参りました。

近年は建築界全体としても資格制度に関する建築士法改正の動きが出てまいりました。

その中で最も重要な動きは、建築設計資格制度調査会で検討されている専門別資格の創設であると考えております。幹事会で提案された専門資格創設の骨子は私ども社団法人日本建築家協会が考える建築資格制度と同趣旨であり、この動きに積極的に賛意表明をしてまいりました。

まさにこの制度の検討している最中に今回の事件が発生致しました。この調査会における専門資格創設を骨子とした建築士法改正は今回の事件を二度と起こさないようにするためには不可欠であると考えます。

その意味でこの調査会で合意形成が進められてきた現行建築士法の改正内容の実績を生かして頂き且つ今日の社会的要請に応える意味で一層の迅速性を持って改正を推進して頂くことを要望します。

## 建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 中間報告

社会資本整備審議会建築分科会は、本年 12 月に基本制度部会を設置、12 月より部会を 5 回開催してとりまとめられた「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について中間報告」を、本日、建築分科会の中間報告として了承し、国土交通省に手交した。その概要は、以下のとおり。

### 1. 現在の建築規制制度、建築士制度等の課題

#### (1) 建築確認・検査制度の課題

- 今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難。
- 膨大なコンピューターによる構造計算の全過程を書面のみで迅速に審査することは困難。

#### (2) 指定確認検査機関制度の課題

- 指定確認検査機関の公正中立性の確保など、要件の強化が必要。
- 役員、株主、確認検査員等の情報開示が必要。
- 特定行政庁に指定確認検査機関に対する監督権限の強化が必要。

#### (3) 建築士制度の課題

- 違法行為を行った建築士に対する罰則が不十分。
- 建築士事務所の業務実績、所属する全ての建築士の氏名、実務経験等について情報開示がなされていない。
- 建築士の専門分化の実態に対応して分野別の資格者の位置付けと責任分担等について十分な検討が必要。

#### (4) 瑕疵担保責任制度の課題

- 住宅の売主等による瑕疵担保責任の確実な履行を担保するための措置が必要。

#### (5) 住宅性能表示制度の課題

- 住宅性能表示制度の利用は任意であるため適用率が低い。
- 住宅性能評価においても、指定住宅性能評価機関が構造計算書の偽装を見抜けなかった。

#### (6) 確認申請書等の保存期間の課題

- 特定行政庁等における建築確認申請書等の長期の保存が必要。

### 2. 建築物の安全性確保のための施策の基本的な考え方

#### (1) 審査体制の強化と検査の厳格化

- 建築確認・検査を的確に実施するため、審査、検査の方法、内容を厳格化するとともに、特定行政庁及び指定確認検査機関の審査体制の強化等を図る必要がある。特に、一定の高さ、一定の規模以上の建築物等について、構造の専門家等による審査を義務付けるなど審査の厳格化を図る必要がある。

#### (2) 指定確認検査機関の責任の明確化と特定行政庁の監督の厳格化

- 指定確認検査機関に対して自らの責任を自覚して業務を遂行させるための措置を講じるとともに、指定権者と特定行政庁が協力して指定確認検査機関に対して確

認申請書のサンプル検査等の実施により指導監督を強力に実施する必要がある。

**(3) 建築士、建築士事務所、建築主等の責任の明確化と処分、処罰の厳格化**

○建築士、建築士事務所、建築主等の責任を明確にし、その責任の履行について十分な実効性を確保することが必要である。さらに、監督を強化した上で、それぞれの不適切な行為に対する処分を厳格化するとともに、罰則を大幅に強化する必要がある。

**(4) 建築士等の資質の向上と建築士及び建築士事務所等の業務の適正化**

○建築士等の資質、能力の向上を図るための措置を講じることが必要である。また、適切に業務が実施できるよう建築士の資格制度及び建築士事務所の要件、業務の実施体制等を見直すとともに、設計、工事監理業務等の明確化等を行う必要がある。また、行政及び関係団体が協力して建築士、建築士事務所に対する指導監督を強化する必要がある。

**(5) 消費者に対する情報開示の充実**

○消費者が業務を依頼する際に適正に判断が下せるよう、建築士事務所や指定確認検査機関に関する必要な情報の開示を充実する必要がある。また、住宅等に関する必要な情報の開示を促進するため、住宅性能表示制度の充実、強化等を図る必要がある。

**3. 建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策**

**(1) 構造設計図書の建築確認時の審査方法の厳格化**

○構造設計図書の審査方法の見直し

構造設計図書の審査は、審査方法を法令上の審査基準として定め、次の方法により厳正に行う必要がある。

(i)一定の高さ、一定規模以上の建築物等については、建築主事、指定確認検査機関が審査基準に従って入力データの審査、構造詳細図と断面リストの照合等を行うとともに、第三者機関における構造計算の適合性の審査を義務付ける。第三者機関においては、構造の専門家等が構造詳細図及び構造計算書を用いて計算方法、計算過程等の審査を行う。

ただし、国土交通大臣の認定を受けた構造計算プログラムを用いて構造計算書等を作成した建築物については、建築確認申請時に入力データ（電子情報）を添付させ、構造の専門家等により構造計算プログラムの適用範囲内であること、入力内容に関する考え方などを審査の上、再入力し、計算過程における計算ミス又は偽装の有無についてチェックを行う。この場合、構造の専門家による計算過程の審査を簡略化することができる。

(ii)その他の建築物については、審査基準に従って、建築主事や指定確認検査機関が厳正に審査を行う。

○建築確認時の審査が厳正に行われるよう、建築確認の法定期間を延長する。

○改ざん防止措置を講じるなど構造計算プログラムの改善を行う。

**(2) 中間検査の義務付けと検査の厳格化**

○多数の者が利用する建築物に対し中間検査を義務付ける。

○中間検査の厳正化のため検査基準を法令上明確化する。

○中間、完了検査の結果、建築基準関係規定に違反があった場合、迅速な是正措置を実施する。

**(3) 指定確認検査機関に対する監督の強化等**

○確認・検査方法の厳格化、指定の際の損害賠償能力の審査の厳格化等、指定確認検査機関の業務実施に当たっての責任を明確化するための措置を講じる。

- 指定確認検査機関が確認を行った場合の特定行政庁への報告内容に審査実施結果等の事項を加えるとともに、特定行政庁による指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限を強化する。また、特定行政庁が指定確認検査機関による著しく不適当な行為を発見したときはこの旨を指定権者に報告し、指定権者は指定確認検査機関に業務停止を命じる等の適切な措置を講じる。
- 指定確認検査機関の処分を厳格化する。
- (4) **建築士に対する処分の強化等**
  - 設計図書、確認申請書等に関与した全ての建築士の名称等を明示させる。
  - 構造計算書の偽装など故意による違反設計行為、脱法相談等を行った建築士に対する処分を強化する。
  - 建築士免許・建築士事務所の欠格事由を強化する。
- (5) **建築士、建築士事務所等に対する罰則の強化**
  - 建築基準関係規定の違反を行った設計者や建築主に対しては懲役刑の導入も含め罰則を大幅に強化する。
  - 名義貸し等の不正な行為を行った建築士等に対して、新たな罰則を設ける。
- (6) **住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実等**
  - 住宅の売主等の瑕疵担保責任、建築士事務所の損害賠償責任履行の実効を確保するための措置を講じる。
- (7) **住宅性能表示制度の充実、強化**
  - 住宅の取引に際して、住宅性能評価の実施状況を開示することとするなど、住宅性能表示制度の充実・強化を図る。
  - 指定住宅性能評価機関における評価方法等の改善を図る。
- (8) **建築士及び建築士事務所、指定確認検査機関に関する情報開示制度の充実、強化**
  - 建築士に対する免許の取り消し、業務停止等又は建築士事務所に対する登録取り消し、閉鎖等を行ったときは、その旨を公表する。また、建築士事務所の開設者に対し、毎年一回一定の時期に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等の書類の提出を義務付け、都道府県知事はこれを一般の閲覧に供する。
  - 指定確認検査機関の業務実績、組織体制、出資状況・財務状況、監督処分の状況等の情報を開示する。
- (9) **図書保存期間の延長**
  - 指定確認検査機関、特定行政庁、建築士事務所の確認申請書等の保存期間を延長する。

#### 4. 施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題

- (1) **建築士制度に係る課題**
  - 専門分野別の建築士制度の導入
  - 建築士の資質、能力の向上
  - 建築士事務所の業務の適正化
  - 工事監理業務の適正化
  - 報酬基準の見直し
  - 建築士会及び建築士事務所協会等への加入の義務付け
- (2) **国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化と建築物のストック情報の充実**
  - 国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化
  - 建築物ストック情報に関するデータベース整備、行政機関の相互連携の強化
- (3) **構造計算書に係る電子認証システムの導入の検討**

## あしがき

会 長 小 倉 善 明

一昨年の新台東病院の基本設計に関する低額入札問題は、建築設計界、特に JIA 内部で大きな問題となった。この問題に対応するために入札問題特別委員会を作った。この委員会の検討内容の報告について、この報告書に収録しようとしたが、まだまとめる状況にないとの判断で見送ることになった。この委員会に寄せられた低額入札情報に関して関連する事務所にヒアリングを行い、それをホームページに掲載し、JIA のダンピングに対する自浄機能を高める努力をしているが、いまだ道半ばである。会員事務所に対して、入札に関するアンケートも行った。これらの報告も含め、今後の作業である。公共工事における入札による設計者選定をなくす運動は、建築家資格制度とともにこれまで JIA が最も力を傾けてきた運動である。今まで以上に、特に政治的な側面からもより戦略的な活動が必要である。

昨年 7 月、イスタンブールにおいて開かれた UIA 大会で、2011 年 UIA 東京大会が決まった。現時点でやっと、JIA と UIA の間で交わす契約書が整った。今後、早急に実行体制を立ち上げて行く予定である。今年から数えると 2011 年までには、5 年あるが、トリノで UIA 大会が開催される 2008 年までに、必要となる大会費用をどのように集めるかについての目途をつけ、後半の 3 年でそれに基づき大会の内容の企画をつめることになるだろう。環境、都市、景観など幅広いテーマの元に、建設界あげての大会とするために、まずは JIA 自らの活動が重要である。政府は我が国を観光立国とする方針をもち、2010 年までに 1 年間で 1000 万人の外国人観光客を呼べるようにしたいといっている。また東京都は 2016 年のオリンピックを東京に招致する意向を示している。いろいろな意味で、2011 年 UIA 東京大会が注目されるように、会員の皆様と共に企画を進めたいと考えている。

新しく仙田会長の元に、この報告書に述べられている現状を踏まえ、継続的な活動を展開し、建築界のより良い環境を整えるために他の職能団体と共に協力し活動し、その中で JIA が活動のリーダーシップを担っていけるようにしたいし、私自身も努力したい。

**基本政策委員会 構成**

委員長 小倉 善明

委員 仙田 満 岩村 和夫 横河 健 橋本 修英 大字根弘司 松原 忠策

国広ジョージ 本田伸太郎 松本 敏夫 河野 進

**WG 構成**

資格制度 WG 主査 河野 進 委員 橋本 修英、大澤 秀雄、安田 幸一

将来組織 WG 主査 仙田 満 委員 松原 忠策、山口洋一郎、佐藤 尚巳

組織運営 WG 主査 本田伸太郎 委員 松本 敏夫、山口洋一郎、野生司義光、中山 信二

法人形態 WG 主査 大字根弘司 委員 室伏 次郎、村尾 成文、和智信二郎、渡辺 真理

懲戒規定 WG 主査 松本 敏夫 委員 本田伸太郎、篠田 義男

魅力ある組織 WG 主査 国広ジョージ

CPDWG 中山庚一郎 (CPD 評議会議長)、橋本修英 (建築家認定評議会実務委員長)